

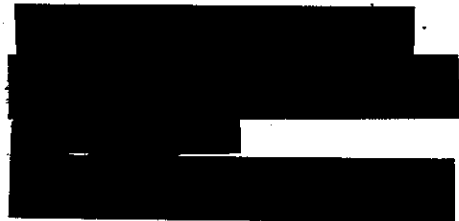


令和5年5月18日

愛知県教育委員会教育長 殿

懲戒処分の公表基準「3 公表の例外」の説明と被害者が事件の公表を望まない場合は「3 公表の例外」に記載されているとおり「内容の一部又は全部を公表しないことができる」ことの遵守を求める請願

住 所
(団体名)
氏 名
電話番号



1 請願の趣旨

私は過去に体罰による懲戒処分を受けました。この体罰による保護者説明会の中で被害生徒の保護者から「私も子どもも先生には感謝していて、処分は望んでいません。なので、今回の件で先生が処分されるのではと子どもが心苦しく思っている。このことが報道された時の精神的な負担が心配です。不登校とかになったりしないかも心配なので、子どもがこれ以上精神的な負担がかからないように、もし処分されて報道されるようなことがあれば、学校や先生が特定されないように『A校』などのように学校名や先生の名前等が報道されないよう配慮してほしい」という強い要望を校長に伝えていました。しかし、被害者の強い要望が考慮されることなく学校名が各メディアを通じて報道されました。私の携帯電話に被害保護者から連絡があり、「どうして学校名がでているんですか。先生と別の不祥事は学校名は出ていないじゃないですか。今から教育委員会に抗議します。」と動揺した声で言われました。その後、再び被害保護者から連絡があり、「校長からの報告に基づいて適切に判断しました。決まったことなので・・・」と言われたと悲しそうな声で言われました。その後、私も愛知県教育委員会教職員課に電話をかけ「どうして、保護者の要望どおりにしなかったのですか。公表基準にも被害者が公表を望まない場合は公表しないことができましたでしょ。」と抗議をしましたが、帰ってきた言葉は「決まったことなので」でした。

「懲戒処分の公表基準」(資料1)は愛知県教育委員会のホームページにも掲載されており、「3 公表の例外」には、「被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができる。」と記載されています。公益通報制度があると知った私は、被害保護者が強く望んでいた「学校名等が公表されないこと」が「懲戒処分の公表基準」に基づいて行われなかったことを通報しましたが、調査結果は次のようなものでした。『懲戒処分の公表基準』のうち『公表の例外』には、『被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができる。』とあるが、①これは場合によって公表しないことを選択できるというものであって、必ずしも公表しないものではない。②よって学校名が公

表されたからといって被害生徒や保護者の要望が考慮されなかったということにはならない。」(資料2) どういう意味でしょうか。下線部①について、「懲戒処分の公表基準」の「3 公表の例外」に明確に「被害者が事件の公表を望まない場合(省略)内容の一部又は全部を公表しないことができる。」と記載されています。選択するのは愛知県教育委員会の事務職員ではなく、被害者ですよ。下線部②について、特定されないように学校名等を出さないよという被害保護者からの強い要望は、学校名と私の年齢を公表したことにより考慮されていませんよね。この調査結果の内容は、愛知県教育委員会の下した判断を正当化しようとしているだけです。常識的な感覚がある方がこの文章を読めば、同じことを感じると思います。この「懲戒処分の公表基準」の「公表の例外」の主は「被害者」ではないのですか。愛知県教育委員会ではありませんよね。そうならば、事件の該当する学校長の報告書だけで判断し、決定することは愛知県教育委員会の職務怠慢であり、被害者のことを考えていないと言われても仕方ありません。愛知県教育委員会の公益通報の調査結果の回答も「場合によって公表しないことを選択できるというものであって、必ずしも公表しないものではない。」というのはおかしいですよ。「懲戒処分の公表基準」の「公表の例外」には、明確に「被害者が事件の公表を望まない場合(省略)内容の一部又は全部を公表しないことができる。」と明記されています。なぜ、決定の権限を有する愛知県教育委員会は直接被害者に「公表」の意思確認をせず、虚偽報告を行う可能性のある第三者の学校長の報告書だけで判断するのですか。実際に、この不祥事件で学校長が愛知県教育委員会に虚偽報告したことは公益通報調査結果等通知書の別紙調査結果2(1)イ事実内容(資料2)から判明しました。ここには「学校長は保護者に対して学校名を伏せる旨の発言をした事実は確認できなかった。」とあるが、保護者や教職員合わせて約30名が出席した保護者説明会において発言しております。そこに出席された方々が証人であり、録音データの証拠もあります。やはり、決定する権限を有する愛知県教育委員会が被害者に直接確認するべきです。そして、「学校名が公表されたからといって被害生徒や保護者の要望が考慮されなかったということにはならない。」という公益通報調査結果等の回答については、どういう感覚でなんでしょう。要望が考慮されたかどうかは愛知県教育委員会が決めるのではなく、被害に遭われたかたですよ。考慮されていないからマスコミの報道後すぐに被害に遭われた保護者が愛知県教育委員会に抗議の電話を掛けられたのですよ。愛知県教育委員会が行っていることは県民の信頼を損なう行為です。被害に遭われた方の強い要望が受け入れてもらえなかったから憤慨されたのですよ。多様性とマイノリティを認めていこうと世界的に動いている中で少数の声を無視するのですか。この既得権益をフルに活用した閉鎖的で透明性のない愛知県教育委員会は、少数の県民の信頼を損なう行為をしないでいただきたい。

この「懲戒処分の公表基準」の「公表の例外」の主は「被害者」であると私は考えるので、今後、決定する権限を有する愛知県教育委員会は被害者に直接確認をし、誠実な対応をしていただきたい。そして、透明性の高い組織になってください。

2 請願項目

- (1) 事件の公表を望むか望まないかを決定する権限を有する愛知県教育委員会が直接事件の被害者に確認をし、被害者が事件の公表を望まない場合は「3 公表の

例外」に記載されているとおり「内容の一部又は全部を公表しないことができる」ことを遵守すること。

- (2) 「公表の例外」の明確な説明及びこの文章の主および判断するのは「事件の被害者」なのか「愛知県教育委員会」なのかの説明を求める。

以上

参考資料

資料1 懲戒処分の公表基準

資料2 公益通報内容書類(令和4年9月14日受付)及び公益通報調査結果等通知書(令和4年11月11日)

*資料には、特に読んでいただきたい内容についてマーカーを引かせていただいております。

教育委員の方々、資料の方もしっかりとご確認ください。